

令和8年 月 日

大町市長 柳原 健 様

大町市水道事業等経営審議会
会 長 松 田 邦 正

大町市水道事業等について（答申）

令和7年9月26日付、7上下水第101号で諮問がありました下記の件につきまして、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

記

2 水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料に関すること

答 申 書 （案）

1 はじめに

水道は、市民の生命と暮らしを守る最も重要なライフラインである。しかし、近年の人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化、頻発・激甚化する自然災害への備えなど、水道事業を取り巻く経営環境は全国的に厳しさを増している。本市においても、これらの課題に加え、平成 18 年の市町村合併以来の懸案である、上水道事業と公営簡易水道事業のあり方、およびそれに伴う料金水準の地域格差という独自の課題に直面している。将来にわたり、全ての市民に安全・安心な水を安定的に供給し続けるためには、長期的な視点に立った持続可能な経営基盤の確立が不可欠である。当審議会は、この認識のもと、諮問事項について審議を行った。

2 審議内容

（１）統合の方向性について

国が水道事業の経営基盤強化を推進する中、当市が抱える「料金水準の地域格差」という長年の課題を解消し、両事業の持続可能性を確保するため、事業統合は避けて通れないとの認識で一致した。審議の結果、市民負担の急激な変化を避けつつ、着実に統合を実現する手法として、以下の「段階的統合」が最も現実的かつ妥当であると判断した。

①上水道事業の料金は、経営健全化のため段階的に改定を行う。

②公営簡易水道事業の料金は、両事業の料金水準が均衡するまで現行水準を据え置く。

③両事業の料金水準が均衡した年度に料金体系を一本化させ、後に事業統合を完了する。

この方策により、経営基盤の強化（国庫補助金の活用等）と、市内全域における水道サービスの公平性が確保できるものと判断した。

（２）水道料金の改定について

上水道事業の収支予測を分析した結果、現状の料金水準のままでは、人口減少と今後の大規模な施設更新（三日町配水池の耐震化等）費用の増大により、令和 9 年度以降、料金収入だけでは費用を賄えないことから、健全な経営の維持が困難になると予測される。

このことから、料金算定期間を令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間で設定し、将来の施設更新費用を計画的に確保する「総括原価方式」に基づき、必要な料金水準を算定した。

その結果、将来の施設更新に必要な財源の確保と市民負担の抑制との均衡を考慮した結果、資産維持費を 1%算入することが適当であり、現行料金に対して平均 13%から 14%程度の引上げが必要であるとの結論に達した。

3 答申内容

審議の結果、次のとおり答申する。

(1) 統合の方向性について

将来、水道事業と公営簡易水道事業との事業統合を視野に入れ、運営基盤の強化と料金水準の地域格差の解消に取り組むことが適当である。その具体的な方策として、「段階的統合」を推進することが適当である。

(2) 水道料金の改定について

令和 9 年度から、上水道事業の水道料金について、現行料金から平均 13%から 14%程度引き上げが適当である。改定後の水道料金は別表 1 のとおりとすることが適当である。

なお、公営簡易水道事業の水道料金については、両事業の料金水準が均衡するまでの間、現行の料金水準及び料金体系を据え置くことが適当である。

4 附帯意見

本答申の実行にあたり、将来にわたる持続可能な事業運営のため、以下の事項について特段の配慮を求める。

- (1) 事業統合と料金改定の必要性について、市民への丁寧な説明に努めること。今回の料金改定は、平成 15 年度以来の大幅なものであり、市民生活への影響も大きいことから、実施にあたっては十分な周知期間を確保し、市民の理解を得ること。
- (2) 料金改定を行うにあたっては、引き続き徹底した経営の効率化とコスト削減に努め、市民負担の軽減を図ること。
- (3) 今回の料金改定は、将来の安定経営に向けた第一歩である。今後も大規模な施設更新が続くことを踏まえ、次回の料金改定の検討にあたっては、より長期的な財政計画に基づき、料金体系のあり方を含めた抜本的な検討を行うこと。